

<共 通>

Q 1. 「定住」とはどのような定義ですか？

A 1. この補助金における「定住」とは、5年以上住むことを前提に本村内に住所地を住民基本台帳（住民票）に登録して、生活の拠点を置くことをいいます。

Q 2. 補助金の申請期限は、住宅の取得日から6ヶ月以内とありますが、取得日とは、いつ時点になりますか？

A 2. 住宅の取得日とは、住宅を新たに建築（新築住宅の購入含む）した場合にあっては、建物の所有権保存登記をした日、中古住宅を購入した場合にあっては、所有権移転登記をした日となります。また、住宅を増改築した場合にあっては、工事請負契約を締結した日となります。

Q 3. 年齢要件があるものについて、基準日はいつ時点になりますか？

A 3. 申請者等の年齢は、住宅の取得日時点で40歳未満であるかを判断します。

Q 4. 「転入」と「転居」の違いは何ですか？

A 4. この補助金において、転入とは転入前に2年以上村外に居住し、村内に転入して1年未満としています。

住所の異動履歴	補助区分
村外(2年以上)→村内 1年未満の方が申請	転入
村内→村外(2年以上)→村内 1年未満の方が申請	転入
村外(2年以上)→村内賃貸住宅 1年以上の方が申請	転居
村内→村内賃貸住宅 1年以上の方が申請	転居

Q 5. 税金等とはどのようなものですか？

A 5. 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のほか上・下水道料金、公営住宅使用料、保育料等、国・県・市町村に納期内に支払わなければならないものが対象となり、未納がある場合には補助金は交付できません。

Q 6. 税金等に未納がないことの証明書は何年度分が必要となりますか？

A 6. 転入の場合は、転入前に住んでいた市町村で「未納がないことの証明書」又は「前年度分の納税証明書」を取得して下さい。転居の場合は、村で調査を行うため納税証明書の提出は必要ありません。

Q 7. 「未納がないことの証明書」又は「前年度分の納税証明書」は誰の分が必要となりますか？

A 7. 納税対象者全員分が必要となります。非課税の場合は「非課税証明書」を提出して下さい。

Q 8. 大衡村以外の市町村に税金等の滞納があった場合、補助金は申請できますか？

A 8. 申請できません。税金等を完納後は補助金の申請が可能となります。

Q 9. 税金以外で未納がないことの証明書は、何が必要ですか？

A 9. 「誓約書兼同意書（様式第6号）」を提出し、世帯内に税金及び上下水道料金、その他公共料金の滞納がないことを申告して下さい。

Q 10. ハウスメーカーの建売新築住宅を取得した場合は補助金の対象となりますか？

A 10. 対象となります。

Q 11. 店舗兼住宅は補助金の対象となりますか？

A 11. 対象となります。ただし、住居部分が2分の1以上かつ、当該建物が個人名義であり、名義人及び世帯員が居住する必要があります。また、地区計画区域では別途、建築制限があります。

Q 12. 住宅用地を3年前に取得しており、今回その土地に住宅を新築する場合は補助金の対象となりますか？

A 12. 対象となります。土地の取得に関する要件はありません。

Q 13. 別荘は補助金の対象になりますか？

A 13. 補助金の対象にはなりません。「住所を有すること」が条件になります。

Q 14. アパートを建設し、その一室に居住する場合は補助金の対象となりますか？

A 14. 補助金の対象にはなりません。補助金の交付は戸建て住宅が対象となります。

Q15. 法人が社宅として住宅を取得した場合は補助金の対象となりますか？

A15. 補助金の対象にはなりません。対象者は個人となります。

Q16. 賃貸、譲渡を目的として住宅を建築する場合は補助金の対象になりますか？

A16. 補助金の対象にはなりません。

Q17. 村内業者加算とはどういった場合に加算されますか？

A17. 村が指定する村内建築業者が建築する新築住宅や建売住宅を購入した場合に50万円が加算されます。なお、「おおひらむら三世代同居等促進事業補助金」の場合は、増改築（対象経費：500万円以上）も対象となります。

Q18. 村外のハウスメーカーで住宅を建築しており、外構工事を村内建築業者が施工する場合は、村内業者加算の対象となりますか？

A18. 村内業者加算の対象となるのは、元請けとして住宅の過半以上を村内建築業者が施工する場合となります。

Q19. 「おおひらむら若者世帯定住促進補助金」と「おおひらむら三世代同居等促進補助金」の両方申請することは可能ですか？

A19. どちらか片方のみとなります。

Q20. 予算を超える申請があった場合は対象者でも補助金の交付が受けられない場合があるのでしょうか？

A20. 原則として補助金は予算の範囲内で交付することとなります。予算が不足した場合は補正予算で対応する予定です。なお、補正予算については議会の議決が必要となります。

Q21. 補助金の交付を受けた後、都合により村外へ転出することになりました。このような場合はどのようにになりますか？

A21. 補助金の交付を受けた日から5年以内に転居・転出したとき又は住宅を売却した場合は、補助金を全額返還して頂くことになります。単身赴任や修学等の期間限定で世帯構成員の一部の方が転出する場合は返還の必要はありません。

Q22. この補助金制度はいつまで行われますか？

A22. 令和6年度末（令和7年3月31日）までの制度となっています。ただし、令和7年3月31日以降でも、補助金の返還事由に該当した場合は、補助金を返還していただることになります。

＜おおひらむら若者世帯定住促進補助金＞

Q 1. おおひらむら定住促進事業補助金の目的はなんですか？

A 1. 少子高齢化・人口減少の時代において、若者の住宅取得（新築・中古）を促進し、にぎわいのあるまちづくりを促進するとともに、将来的な人口増加を目的としています。

Q 2. 補助対象者の条件について、どのような人が補助金を利用できますか？

A 2. 補助対象者が以下の条件を満たせば補助金の対象となります。

- ①令和2年4月1日以降に新築住宅（土地代を除く取得費が1,000万円以上）又は中古住宅（土地代を除く取得費が500万円以上）を取得したもの。
- ②納付すべき税金等に未納がないこと。
- ③暴力団員等でないこと。
- ④過去に同様の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤住宅の取得日時点において補助金申請者又は配偶者が40歳未満であること。

区分			補助金額
基本	転入	新築	夫婦ともに40歳未満
			100万円
			どちらかが40歳未満
		中古	80万円
			夫婦ともに40歳以上
	転居	新築	夫婦ともに40歳未満
			60万円
			どちらかが40歳未満
		中古	40万円
			夫婦ともに40歳以上
加算	村内業者加算		50万円

※転居については、村内の賃貸住宅に居住している世帯のみが対象となります。

※夫婦ともに40歳未満の世帯で、夫婦のいずれかが村内の実家から村内で住宅(新築)を購入した場合、夫婦のいずれかが転入者に該当する場合は、世帯区分Iの対象となります。（中古住宅購入の場合は世帯区分II）

※夫婦のいずれかが40歳以上の世帯で、夫婦のいずれかが実家から村内の実家から村内の住宅(新築)を購入した場合、夫婦のいずれかが転入者に該当する場合は、世帯区分Ⅱの対象となります。(中古住宅を購入した場合は世帯区分Ⅱ)

Q3. 中古物件とは、どのような物件になりますか？

A3. 所有権保存登記後1年を経過したものは中古物件となります。なお、所有権保存登記後1年未満であっても一度入居されたものは中古物件となります。(住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項)

Q4. 家が古くなったので、家を全部取り壊し一旦借家に転居した後に、住宅を新築する場合は補助金の対象となりますか？

A4. 補助金の対象にはなりません。既存住宅の建替えにあたります。

Q5. 持家を取り壊さずに新たに住宅を新築する場合は補助金の対象となりますか？

A5. 実質的に建替えに当たると判断される場合は対象ではありません。

Q6. 半年前から村内の賃貸住宅に住んでいますが、今後、村内で戸建て住宅の新築を計画していますが、補助金の対象となりますか？

A6. 補助金の対象にはなりません。村内の賃貸住宅に2年以上居住している方が転居することが条件となります。

Q7. 既存住宅の増築・改築は補助金の対象となりますか？

A7. 補助金の対象にはなりません。

Q8. 直系尊属・卑属が居住する既存住宅の同一敷地内での住宅取得は補助金の対象となりますか？

A8. 補助金の対象にはなりません。既存住宅と実質の入口(接道)が同じ場合は同一敷地となり対象外となります。なお、隣接する2つの土地(複数の地番が混在している場合も含む)にそれぞれ建築する場合でも、接道が1箇所(敷地分割不可)であるときは同一敷地となり対象外となります。理由としては、既存住宅が将来的に除去され(又は除去はされないが)直系尊属・卑属が転居される可能性があり、結果として建替えとなるためです。

Q9. おおひらむら若者世帯定住促進補助金の申請者は誰になりますか？

A9. 申請者とは、新築住宅又は中古住宅を取得した方であって、**住宅の持ち分を2分の1以上**有している方が申請者となります。

Q 1 0 . おおひらむら若者世帯定住促進補助金の転入者とは？

A 1 0 . 転入者とは、転入前に2年以上村外に住所を有し、かつ村内に転入して1年未満の世帯が転入者となります。

<おおひらむら三世代同居等促進事業補助金>

Q 1 . おおひらむら三世代同居等促進事業補助金の目的はなんですか？

A 1 . 本村へのUターン等を促進し、世代間で互いに支えあいながら、子どもを安心して産み育てられ、高齢者が健康で快適に暮らせる住環境の充実を図り、もって定住人口の増加及び地域コミュニティの活性化に資することを目的としています。

Q 2 . 補助対象者の条件について、どのようなものがありますか？

A 2 . 村内で新たに三世代同居等をするため、新築住宅の取得又は既存住宅の増改築をした世帯で、次に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 令和2年4月1日以降に、新築住宅の取得又は既存住宅の増改築をしたもの。ただし、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの建物の所有権保存登記が完了しているものについては、この限りでない。
- (2) 対象経費が500万円以上であること。
- (3) 次のいずれかの条件を満たしている転入者がいること。
 - ①夫婦ともに40歳未満である。
 - ②満18歳以下の子どもの子育てをしている又は出産予定である。
- (4) 納付すべき税金等に未納がないこと。
- (5) 暴力団員等でないこと。
- (6) 過去に同様の補助金の交付を受けていないこと。

Q 3 . 親子三世代で転入し、新築建売住宅を購入した場合は補助金の対象となりますか？

A 3 . 補助金の対象となります。

Q 4 . 既に村内で三世代同居していますが、住宅を新築又は持家を増改築した場合は補助金の対象となりますか？

A 4 . 補助金の対象にはなりません。条件を満たす新規転入者がいることが条件となります。

Q 5 . 中古住宅の取得は補助金の対象になりますか？

A 5 . 対象にはなりません。

Q 6. 現在、村内で二世代同居しています。今後、子どもが生まれる予定ですが、三世代同居として補助金の対象となりますか？

A 6. 補助金の対象にはなりません。条件を満たす新規転入者がいることが条件となります。

Q 7. 村内に以前から三世代で住んでおり、この度、夫が単身赴任から帰ってきてから持家を増改築する予定がありますが、補助金の対象となりますか？

A 7. 夫が単身赴任（住所の異動を伴う場合も含む）の場合であっても、現在も祖父母、本人（妻）、子で三世代同居していることとなり、補助金の対象にはなりません。

Q 8. 2年前に親と同居するために転入して同居しましたが、手狭となったので、近居に住宅を新築するか既存住宅を増改築する計画がありますが、補助金の対象となりますか？

A 8. 補助金の対象にはなりません。転入して1年未満の転入者が三世代同居等のため、住宅を新築する場合又は既存住宅を増改築する場合は補助金の対象となります。

Q 9. 元々は三世代で居住していましたが、4年前に息子が大学進学のため村外に転出し、この度、卒業して就職のため単身で実家に戻ってくる予定です。現在の持家が手狭なので、住宅の建替か増改築を検討していますが、補助金の対象となりますか？

A 9. 補助金の対象にはなりません。転入者が単身である場合は、補助金の交付対象外となります。

Q 10. 空き部屋があるので増改築は行いませんが、車庫が足りなくなるので、家とつながっている車庫を増設しますが、補助金の対象となりますか？

A 10. 補助金の対象にはなりません。この補助金は居住用に係る増改築を対象としているため、車庫や門扉などの外構工事は対象外となります。

Q 11. 対象経費を明らかにできる書類とはどういったものですか？

A 11. 建築業者等が作成する工事請負契約の詳細の内訳が分かる明細書の提出をお願いします。内訳が不明な場合は対象経費の対象外となります。

上記のほか、様々なケースが想定されますので、事前に相談願います。